

松本市産業団地等基本構想策定業務委託仕様書

1 業務名

松本市産業団地等基本構想策定業務委託

2 目的

松本市（以下「本市」という。）において、企業立地の受け皿となる産業用地が不足している状況が続いている。本市の産業振興及び雇用の確保、安定した税収の確保を目指す上で、戦略的に企業誘致を進める必要がある。世界的な産業動向の変化を考慮しつつ、本市への企業ニーズ動向を把握するとともに、今後本市が取り組む企業誘致戦略について検討し、地域特性を踏まえた取組みを包括した企業誘致戦略を検討するもの。

3 委託期間

契約の日から令和10年3月31日まで

4 業務の内容

(1) 調査・分析業務

ア 産業立地に関する現状分析

本市の産業特性を客観的に把握するため、各種統計データを用いて産業構造分析を行う。

土地利用の状況は既存工業団地内だけでなく、市街地に点在する工場等を含み、中山間部の荒廃農地や、工場跡地等、市域全体を視野に入れることとする。

イ 成長期待分野の未来予測分析

世界や国の社会経済動向、産業政策の動向を踏まえたうえでの成長期待分野の未来予測（概ね20年後を視野に）を行い、将来の成長分野、衰退分野、市内既存企業と親和性の高い分野等の分析を行う。

ウ 立地意向調査（3,000件程度を想定）

市内の既存企業及び、上記の分析によって洗い出された分野の企業にアンケート調査を実施し立地ニーズ、事業環境に求める条件や規模感等の調査を行う。

実施方法：郵送にて配布、WEBまたは郵送による回答

発送先企業リスト：受託者が準備する。

発送用封筒：角2封筒は本市のものを必要枚数分注文する。

その他：調査票の印刷、返信用封筒の調達・印刷、アンケートの発送・返信に係る郵送費は受託者が負担する。

エ 企業ヒアリング調査（15～30件程度を想定）

上記の調査に回答のあった企業のうち具体的な立地計画を有するなど、有意な回答があった企業を対象に、立地計画の状況、本市への評価、本市の強み・課題などについて、企業訪問・電話・WEBによる個別ヒアリングを行う。

(2) 松本市産業団地等基本構想（案）の作成業務

ア (1)の分析・調査結果

(1)の業務において分析・調査した結果を、産業団地等基本構想の導入としてまとめる。

イ 産業団地等に関する基本方針の検討

上記の結果をもって、本市への立地を推進する分野を検討し、新たに産業団地等を整備する場合の実施手法、実施主体、インフラに対する考え方等をまとめ、基本方針を検討する。

ウ 具体的な施策の提示

産業団地等の整備するにあたり、規模、候補エリア等を整理、既存用地の活用法、企業誘致策等を複数提示し、それぞれに対し比較検討を行う。

(3) 打合せ協議

受託者は、業務の円滑な実施のため、委託者と定期的に打合せを行い、毎回、議事録を作成するものとする。

(4) その他

自由提案が採用された場合は、その業務内容を含むものとする。

5 業務実施体制等

(1) 本業務を実施することができる体制を構築し、業務の責任者を定めた実施体制表を提出すること。

(2) 契約締結後速やかに、委託者と協議の上、業務計画及び工程表を策定し提出すること。

6 成果品

(1) アンケート調査結果報告書 ワードデータ

(2) 松本市産業団地等基本構想 ワードデータ

(3) 松本市産業団地等基本構想の概要版 ワード及びパワーポイントデータ

(4) 上記成果品及び本業務において作成した電子データ

7 報告

報告は調査・分析業務完了時と、成果品納品（最終報告）完了時の2回行うこと。実施した取組内容とその結果及び成果について、業務完了報告書（電子ファイル）を作成し、提出すること。なお、1回目の報告時に成果品の6-(1)を添付し、その他成果品は2回目の報告時に添付すること。

8 支払い方法

(1) 業務委託料は受注者から業務完了報告書を受領し、検査合格後、適正な請求に基づき支払うものとする。

(2) 受注者は、上記検査に合格した業務の履行済部分に相応する業務委託料について、分割支払を請求することができるものとする。

(3) 各回の支払金額は、下記のとおりとする。

第1回目 円（消費税相当額を含む）

第2回目 円（消費税相当額を含む）

9 その他

- (1) 本仕様書又は業務委託契約書に明示なき事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議の上、決定するものとする。
- (2) 本事業に係る「事務費」「謝金」等の経費は、委託料に含むものとする。
- (3) 受託者は業務内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (4) 受託者は、打合せの内容を記録し、委託者の求めに応じ、委託者へ提出すること。
- (5) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的を開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。

10 担当者

松本市産業振興部 商工課

工業振興担当 小林・曾根原・楠見

電話 0263-34-3270 (直通)

FAX 0263-34-3008

メール shoukou@city.matsumoto.lg.jp

以上